

議案第 24 号

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 303 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 5 級の項中「、分署長又は高度救助隊長」を「又は分署長」に改め、同表の 4 級の項中「係長又は中隊長代理」を「中隊長代理又は高度救助隊長」に、「小隊長」を「係長、小隊長」に、「、副分署長又は高度救助隊副隊長」を「又は副分署長」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。